

議案第7号

北上市子ども等福祉医療費給付条例の一部を改正する条例

北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 現物給付対象児 第1号、第4号又は第6号に該当する者のうち、出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>(8)～(12) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 現物給付対象児 第1号、第4号又は第6号に該当する者のうち、出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>(8)～(12) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付条例の規定は、施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前においても行うことができる。

令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

医療費給付事業における現物給付対象児の範囲を拡大しようとするものである。